

緊急事態宣言の発出に伴う利用時間短縮のお知らせ

日頃より、地区会館をご利用いただきありがとうございます。

この度、令和3年1月14日に愛知県に対し、国からの緊急事態宣言が発令されたことを受け、地区会館は下記のとおり対応することといたしますので、ご理解の上、ご利用をいただけますようお願いいたします。

なお、今後の感染拡大の状況によっては、対応期間を延長する必要があることを申し添えます。

1、対応内容

夜間枠(18時30分から21時)の利用時間を20時までに短縮します。

○新規利用受付分について

夜間枠の利用時間が**20時までに短縮となる旨を了承いただいた上で、お申込み下さい。**

○予約済み分について

緊急事態宣言の発令の趣旨を踏まえ、原則20時までの利用とさせていただきます。

※ただし、利用時間の短縮による利用料金の減額は行いません。

2、対象期間

令和3年1月19日(火)から令和3年2月7日(日)までの利用分

注)新規利用受付分の利用時間の短縮は、令和3年1月15日(金)から

3、対象となる施設

体育室、集会室、和室、茶室、実習室、多目的室、印刷室

※利用状況の管理が困難な児童室に関しては、引続き利用停止

4、利用料金の還付について

対象期間中で、夜間の利用を控えられる場合は、全額還付いたします。

5、感染拡大防止対策について

変更はありません。引続き、感染防止対策チェックリストに沿ってご利用下さい。

ご利用のお客様にはご不便をお掛けいたしますが、ご理解ご協力をお願いいたします。

徳重地区会館 館長